にほんこく けんぽう 日本国 憲法

にほんこくみん せいとう せんきょ こっかい だいひょうしゃ つう こうどう 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫 しょこくみん きょうわ せいか くにぜんど じゅう けいたく かくほ のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土 にわたって 自由のもたらす恵沢を確保し、 せいふ こうい ふたた せんそう さんか おこ けつい しゅけん 政府の行為によって 再 び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が こくみん そん せんげん けんぽう かくてい こくせい こくみん げんしゅく しんたく 国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託による けんい こくみん ゆらい けんりょく こくみん だいひょうしゃ こうし ふくり ものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利 こくみん きょうじゅ じんるいふへん げんり けんぽう げんり もとづ は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くもの である。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び認動を排除する。

にほんこくみん こうきゅう へいわ ねんがん にんげんそうご かんけい しはい すうこう りそう ふか じかく 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する へいわ あい しょこくみん こうせい しんぎ しんらい あんぜん せいぞん ほじのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう けつい へいわ いじ せんせい れいじゅう あっぱく へんきょう ちじょう えいえん じょきょと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう っと こくさいしゃかい めいよ ちい し おも ぜんせかい こくみん と努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、 きょうふ けつぼう まぬ へいわ せいぞん けんり ゆう かくにん ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

こっか じこく せんねん たこく む し われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、 せいじどうとく ほうそく ふへんてき ほうそく したが じこく しゅけん いじ たこく 政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に 従うことは、自国の主権を維持し、他国と たいとうかんけい た かっこく せきむ しん 対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

にほんこくみん こっか めいよ ぜんりょく すうこう りそう もくてき たっせい ちか 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。